

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年4月10日

【会社名】 株式会社ジャパンディスプレイ

【英訳名】 Japan Display Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 東入来 信博

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋三丁目7番1号

【電話番号】 03 - 6732 - 8100(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 チーフフィナンシャルオフィサー 大島 隆宣

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋三丁目7番1号

【電話番号】 03 - 6732 - 8100(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 チーフフィナンシャルオフィサー 大島 隆宣

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 4,999,995,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年3月30日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、その他の者に対する割当の募集条件、その他新株式発行に関し必要な事項を平成30年4月10日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
 - (1) 募集の方法
 - (2) 募集の条件
- 4 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 海外市場における第三者割当による新株式発行について
- 2 ロックアップについて

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況
- 3 発行条件に関する事項
- 4 大規模な第三者割当に関する事項
- 5 第三者割当後の大株主の状況
- 6 大規模な第三者割当の必要性
 - (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容
 - (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

第三部 参照情報

第1 参照書類

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	28,089,800株(注)2	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 本有価証券届出書に係る日亜化学工業株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式(以下「本新株式」という。)の発行(以下「本事業会社第三者割当」という。)は、平成30年3月30日(金)開催の取締役会(以下「当初取締役会」という。)決議によります。
- 2 発行数は、当初取締役会において見込数を上記の通り決定しております。発行数の見込数は、割当予定先に対する本新株式の割当予定金額(5,000,000,000円)を、下記「2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」に記載の発行価格の見込額で除して得た数(計算の結果100株未満を切り捨て)であります。実際の発行数は、割当予定先に対する割当予定金額を、下記「2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」(注)2に従い、平成30年4月10日(火)(以下「条件決定日」という。)に、同日開催予定の当社の取締役会(以下「第2回取締役会」という。)において決定される本新株式1株当たりの払込金額で除した数(計算の結果100株未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り捨てる。)として、条件決定日に、会社法第199条第1項で求められる取締役会決議として第2回取締役会において決定します。また、割当予定先に対する本新株式の実際の割当金額についても、第2回取締役会において決定される実際の発行数に本新株式1株当たりの払込金額を乗じた金額として、条件決定日に、第2回取締役会において決定します。但し、第2回取締役会において決定される本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当(以下に定義する。)の総数が、1,120,670,338株(当社の発行可能株式総数から現在の発行済株式総数並びに発行済新株予約権及び発行済新株予約権付社債の目的となる株式の数の合計数を引いた数です。)を上回る場合、本事業会社第三者割当は中止します。
- 3 本事業会社第三者割当とは別に、海外機関投資家を割当予定先とする第三者割当による新株式発行(以下「海外機関投資家第三者割当」という。)を行います。海外機関投資家第三者割当の詳細については、下記「第三部 参照情報 第1 参照書類 9 臨時報告書」に記載の平成30年3月30日付提出の臨時報告書の記載内容をご参照下さい。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	34,965,000株	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 有価証券届出書に係る日亜化学工業株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式(以下「本新株式」という。)の発行(以下「本事業会社第三者割当」という。)は、平成30年3月30日(金)開催の取締役会(以下「当初取締役会」という。)及び平成30年4月10日(火)(以下「条件決定日」という。)開催の取締役会(以下「第2回取締役会」という。)における取締役会決議によります。
- 2 本事業会社第三者割当とは別に、海外機関投資家を割当予定先とする第三者割当による新株式発行(以下「海外機関投資家第三者割当」という。)を行います。海外機関投資家第三者割当の詳細については、下記「第三部 参照情報 第1 参照書類 9 臨時報告書」に記載の平成30年3月30日付提出の臨時報告書及び下記「第三部 参照情報 第1 参照書類 11 訂正報告書」に記載の平成30年4月10日付提出の臨時報告書の訂正報告書の記載内容をご参照下さい。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 2の全文削除及び3、4の番号変更

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	28,089,800株(注) 2	4,999,984,400(注) 3	2,499,992,200(注) 4
一般募集			
計(総発行株式)	28,089,800株(注) 2	4,999,984,400(注) 3	2,499,992,200(注) 4

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行数については、上記「1 新規発行株式」(注) 2をご参照下さい。

3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、当初取締役会において見込額を上記の通り決定しております。発行価額の総額の見込額は、上記「1 新規発行株式」に記載の発行数の見込数に、下記「(2) 募集の条件」に記載の発行価格の見込額を乗じた額であります。実際の発行価額の総額は、最終的な発行数に、最終的な発行価格を乗じた額として、条件決定日に、第2回取締役会において決定します。

4 資本組入額の総額は、当初取締役会において決定された発行価額の総額の見込額をもとに算出した見込額であります。実際の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	34,965,000株	4,999,995,000	2,499,997,500
一般募集			
計(総発行株式)	34,965,000株	4,999,995,000	2,499,997,500

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本準備金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(発行価額の総額)から上記の増加する資本金の額(資本組入額の総額)を減じた額とします。

(注) 2の全文削除及び3、4の番号変更

(2) 【募集の条件】

(訂正前)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
178(注)2	89(注)2	100株	平成30年 4月25日(水)	該当事項は ありません	自 平成30年4月25日(水) 至 平成30年5月1日(火)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、当初取締役会において見込額を上記の通り決定しております。発行価格の見込額は、平成30年3月27日(火)(当日を含みます。)から平成30年3月29日(木)(当日を含みます。)までの各取引日における、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の売買高加重平均価格の単純平均値に0.9を乗じた額(計算の結果1円未満の端数を切り上げ)であります。実際の発行価格は平成30年4月5日(木)(当日を含みます。)から平成30年4月9日(月)(当日を含みます。)までの各取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)における、東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格の単純平均値に0.9を乗じた額(計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げる。)として、条件決定日に、会社法第199条第1項で求められる取締役会決議として第2回取締役会において決定します。なお、資本組入額は、前記「(1) 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「(1) 募集の方法」に記載の発行数で除して得た金額であります。但し、かかる期間中、当社普通株式の売買高加重平均価格のある日が1日もない場合、本事業会社第三者割当は中止します。

< 後略 >

(訂正後)

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
143	71.5	100株	平成30年 4月25日(水)	該当事項は ありません	自 平成30年4月25日(水) 至 平成30年5月1日(火)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、前記「(1) 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「(1) 募集の方法」に記載の発行数で除して得た金額であります。

< 後略 >

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,999,984,400	130,000,000	4,869,984,400

- (注) 1 払込金額の総額は、上記「2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法」に記載の発行価額の総額の見込額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 発行諸費用の概算額の内訳は、本事業会社第三者割当に係るフィナンシャル・アドバイザー費用、弁護士費用、登記関連費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び反社チェック調査費用等)であります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,999,995,000	130,000,000	4,869,995,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 発行諸費用の概算額の内訳は、本事業会社第三者割当に係るフィナンシャル・アドバイザー費用、弁護士費用、登記関連費用及びその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び反社チェック調査費用等)であります。

(注) 1の全文削除及び2、3の番号変更

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

本事業会社第三者割当の差引手取概算額4,869百万円及び海外機関投資家第三者割当の差引手取概算額29,180百万円の手取概算額合計34,049百万円の具体的な使途については、次の通り予定しております。

なお、以下の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

具体的な使途	支出予定総額 (百万円)	充当予定金額 (百万円)	支出予定時期
FULL ACTIVE™の量産に関する増加運転資金等	45,000	25,000	平成30年7月～ 平成31年3月
FULL ACTIVE™の後工程(液晶セルにカバーガラスやバックライト等を組み付けるモジュール化工程)量産体制に向けた設備投資等	9,049	9,049	平成30年5月～ 平成31年3月

< 後略 >

(訂正後)

本事業会社第三者割当の差引手取概算額4,869百万円及び海外機関投資家第三者割当の差引手取概算額29,179百万円の手取概算額合計34,049百万円の具体的な使途については、次の通り予定しております。

なお、以下の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

具体的な使途	支出予定総額 (百万円)	充当予定金額 (百万円)	支出予定時期
FULL ACTIVE™の量産に関する増加運転資金等	45,000	25,000	平成30年7月～ 平成31年3月
FULL ACTIVE™の後工程(液晶セルにカバーガラスやバックライト等を組み付けるモジュール化工程)量産体制に向けた設備投資等	9,049	9,049	平成30年5月～ 平成31年3月

< 後略 >

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 海外市場における第三者割当による新株式発行について

(訂正前)

本事業会社第三者割当の決議とは別に、同日開催の取締役会において、海外機関投資家を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行(海外機関投資家第三者割当)を行うことを決議しております。海外機関投資家第三者割当と本事業会社第三者割当は、同日開催の取締役会において決議された当社普通株式の第三者割当であること、1株当たりの発行価格及び1株当たりの資本組入額は同額となる予定であること、並びに払込期間等が同じであることにおいて共通する点があります。もっとも、本事業会社第三者割当においては、国内外の事業会社と当社との間で国内外での個別交渉を実施しているのに対して、海外機関投資家第三者割当においては、総合財務アドバイザー兼リード・プレースメント・エージェントであるSMB C日興証券株式会社及びその海外関連会社並びにプレースメント・エージェントであるみずほ証券株式会社及びその海外関連会社が、割当予定先以外の投資家を含む海外機関投資家を潜在的投資家として需要の見込み調査等を実施しており、また、本事業会社第三者割当においては、当社と取引関係にある日亜化学工業株式会社を割当予定先としており、中長期の保有を前提としていることから、割当予定先との間で締結する予定の出資契約書において払込みを行った日より2年間継続して保有することを合意する予定であるのに対して、海外機関投資家第三者割当においては、当社とは取引関係がなく、純投資目的で当社株式を取得する海外の機関投資家を割当予定先としている等、募集の対象とする投資家の範囲を含む募集の方法において両者は異なるものであることから、両者は別個の募集であります。

(訂正後)

本事業会社第三者割当の決議とは別に、同日開催の取締役会において、海外機関投資家を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行(海外機関投資家第三者割当)を行うことを決議しております。海外機関投資家第三者割当と本事業会社第三者割当は、同日開催の取締役会において決議された当社普通株式の第三者割当であること、1株当たりの発行価格及び1株当たりの資本組入額は同額であること、並びに払込期間等が同じであることにおいて共通する点があります。もっとも、本事業会社第三者割当においては、国内外の事業会社と当社との間で国内外での個別交渉を実施しているのに対して、海外機関投資家第三者割当においては、総合財務アドバイザー兼リード・プレースメント・エージェントであるSMB C日興証券株式会社及びその海外関連会社並びにプレースメント・エージェントであるみずほ証券株式会社及びその海外関連会社が、割当予定先以外の投資家を含む海外機関投資家を潜在的投資家として需要の見込み調査等を実施しており、また、本事業会社第三者割当においては、当社と取引関係にある日亜化学工業株式会社を割当予定先としており、中長期の保有を前提としていることから、割当予定先との間で締結した出資契約書において払込みを行った日より2年間継続して保有することを合意しているのに対して、海外機関投資家第三者割当においては、当社とは取引関係がなく、純投資目的で当社株式を取得する海外の機関投資家を割当予定先としている等、募集の対象とする投資家の範囲を含む募集の方法において両者は異なるものであることから、両者は別個の募集であります。

2 ロックアップについて

(訂正前)

当社は、割当予定先との間で締結する予定の出資契約書において、出資契約書の締結日から払込期間の初日の90日後に終了する期間において、一定の場合(当社株主総会決議による承認を経て株式を発行する場合を含む。)を除き、割当予定先の事前の書面による承諾を得ることなく、当社の普通株式又は普通株式に転換若しくは交換できる証券の発行等を行わないことを合意する予定です。

(訂正後)

当社は、割当予定先との間で締結した出資契約書において、出資契約書の締結日から払込期間の初日の90日後に終了する期間において、一定の場合(当社株主総会決議による承認を経て株式を発行する場合を含む。)を除き、割当予定先の事前の書面による承諾を得ることなく、当社の普通株式又は普通株式に転換若しくは交換できる証券の発行等を行わないことを合意しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(訂正前)

< 前略 >

d . 割り当てようとする株式の数

割当予定先	割り当てようとする株式の数
日亜化学工業株式会社	28,089,800株

(注) 上記の割り当てようとする株式の数は、当初取締役会において決定された見込数であり、実際の割り当てようとする株式の数は、上記「第1 募集要項 1 新規発行株式」(注)2に記載の通り、条件決定日に、第2回取締役会において決定します。

e . 株券等の保有方針

当社は、割当予定先との間で、当社との取引関係強化の趣旨に鑑み、割り当てる株式について、払込みを行った日より2年間継続して保有することを割当予定先との間で締結する予定の出資契約書において合意する予定です。

< 中略 >

f . 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先との間で締結する予定の出資契約書において、割当予定先は払込みに要する十分な財産を保有する旨の表明保証を受ける予定です。また、当社は、割当予定先の平成29年12月期の有価証券報告書(平成30年3月28日提出)に記載されている財務諸表により、割当予定先が払込みに要する十分な現金及び預金を有していることを確認しております。

g . 割当予定先の実態

< 中略 >

また、当社は、本事業会社第三者割当の割当予定先との間で締結する予定の出資契約書において、割当予定先から反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係を有していない旨の表明保証を受ける予定です。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先	割り当てようとする株式の数
日亜化学工業株式会社	34,965,000株

(注)の全文削除

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先との間で、当社との取引関係強化の趣旨に鑑み、割り当てる株式について、払込みを行った日より2年間継続して保有することを割当予定先との間で締結した出資契約書において合意しております。

< 中略 >

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先との間で締結した出資契約書において、割当予定先は払込みに要する十分な財産を保有する旨の表明保証を受けております。また、当社は、割当予定先の平成29年12月期の有価証券報告書(平成30年3月28日提出)に記載されている財務諸表により、割当予定先が払込みに要する十分な現金及び預金を有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

< 中略 >

また、当社は、本事業会社第三者割当の割当予定先との間で締結した出資契約書において、割当予定先から反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係を有していない旨の表明保証を受けております。

< 後略 >

3 【発行条件に関する事項】

(訂正前)

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本事業会社第三者割当に係る払込金額は、平成30年4月5日(木)(当日を含みます。)から平成30年4月9日(月)(当日を含みます。)までの各取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。以下「本参照期間」という。)における、東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格の単純平均値(以下「本参照価格」という。)に0.9を乗じた額(計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げる。)を払込金額として、条件決定日に第2回取締役会において決定します。

< 中略 >

当社といたしましては、かかる払込金額の算出方法は既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると判断しております。

< 中略 >

なお、理論的には当社株式の市場価格が極端に下落した場合には、産業革新機構の連帯保証が付されたコミットメントライン契約の連帯保証の解除事由である支配権変動事由に該当する可能性もあるものの、支配権変動事由が生じるのは、1株当たり払込金額が74円以下(本参照価格が約82円以下)となった場合であり、発行決議日前営業日における当社株式の終値が196円と約82円以下という水準からは相当程度の乖離があるのに対して、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の割当予定金額は合計で350億円と発行決議日前営業日における当社の時価総額(発行済株式総数に当日終値を乗じた金額1,178億円)の約29.69%に過ぎないことに加え、本参照期間の末日までは短期間であることや本参照価格は本参照期間における当社普通株式の売買高加重平均価格の単純平均値であることを踏まえると、発行可能株式総数の上限に抵触する可能性や支配権変動事由に該当する水準の株価となる可能性が存在するとは合理的に考え難く、発行可能株式総数の上限に抵触する可能性や支配権変動事由に該当する水準の株価になる可能性はかかる払込金額の算出方法を採用することの合理性を何ら否定するものではないと判断しております。なお、上記の支配権変動事由に該当する株価となっても、第2回取締役会において決定される本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の総数が、1,120,670,338株(当社の発行可能株式総数から現在の発行済株式総数並びに発行済新株予約権及び発行済新株予約権付社債の目的となる株式の数の合計数を引いた数です。)を上回らない限り本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当は中止されませんが、下記「6 大規模な第三者割当の必要性」に記載の通り、当社にとって本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当による資金調達を実行する必要性は極めて高いことからすると、上記の払込金額の決定方法は、当社が必要とする金額の調達を可能とするものとして、既存投資家にとっても合理性があるものと判断しています。

また、当社の監査役4名(うち社外監査役2名)全員が、当社取締役会に対し、上記算出方法は、平成30年3月30日以後の本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の実施に関連する情報や当社のJOLEDの子会社化の方針の取り下げなどを織り込んだ当社株式の市場価格を基準にしており、これに従い条件決定日に本参照価格からの10%のディスカウントにより決定される払込金額は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと考えられる旨の意見を本有価証券届出書提出日時点で表明しております。なお、条件決定日に決定される払込金額について、当社の監査役は改めて意見を表明する予定です。

さらに、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当が大規模な第三者割当に該当することが見込まれることから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きとして、当社は、当社の経営者から一定程度独立した者として、当社社外取締役である白井克彦氏、下河邊和彦氏及び橋本孝久氏(全員が独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。)を選定し、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を諮問しました。

その結果、上記算出方法については、会社法第199条第1項で求められる取締役会決議として行われる第2回取締役会の決議の直前日から一定期間さかのぼった市場価格を基準に決定するものであり、市場環境及び当社の現在置かれた状況等を踏まえて、当社が必要とする金額を調達する上で、当社にとって最も望ましいと考えられる方法として決定していることから、合理性が認められると考えられます。以上を踏まえれば、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の払込金額の決定方法には合理性が認められ、これに従い条件決定日に決定される払込金額は、割当予定先に特に有利な金額ではないと評価できる旨の意見を本有価証券届出書提出日時点で得ております。なお、当社は、条件決定日に決定される払込金額について、上記の当社社外取締役から改めて意見をj得る予定です。

b 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本事業会社第三者割当に基づく発行数の見込み(28,089,800株)は、平成30年3月30日現在の発行済株式総数の約4.67%に相当し、海外機関投資家第三者割当に基づく新株式の発行数の見込み(168,537,900株)とあわせると、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当に基づく新株式の発行数の見込みは196,627,700株となり、最終的な希薄化の規模は条件決定日に決定されるものの、平成30年3月30日現在の発行済株式総数の約32.69%(総議決権数の約32.69%)に相当することから、相当程度の希薄化が生じることが見込まれます。また、第2回取締役会において決定される本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の総数が、1,120,670,338株(当社の発行可能株式総数から現在の発行済株式総数並びに発行済新株予約権及び発行済新株予約権付社債の目的となる株式の数の合計数を引いた数です。)を上回らない限り、本事業会社第三者割当は中止されませんが、その際の本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当に基づく新株式の発行数の見込みは1,120,670,338株となり、これは平成30年3月30日現在の発行済株式総数の約186.34%に相当します。当社の株式流動性に比して比較的多くの株式を発行することになることが予想され、また、海外機関投資家第三者割当においては中長期保有の確約がないことからすると相当程度の株価下落リスクが見込まれます。

他方で、下記「6 大規模な第三者割当の必要性」に記載の通り、当社にとって本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当による資金調達を実行する必要性は極めて高く、また、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の調達規模は、大規模ではあるものの、あくまでかかる資金調達の必要性に照らして相当な規模に設定されています。また、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達方法と考えられ、さらに上記「a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載の通り、払込金額の算出方法には合理性が認められます。以上の事情を踏まえれば、希薄化が既存の株主の皆様と与える影響を考慮してもなお、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当には必要性及び相当性が認められると考えております。

(訂正後)

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本事業会社第三者割当に係る払込金額(143円)は、平成30年4月5日(木)(当日を含みます。)から平成30年4月9日(月)(当日を含みます。)までの各取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。以下「本参照期間」という。)における、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の売買高加重平均価格の単純平均値(以下「本参照価格」という。)に0.9を乗じた額(計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げる。)として、条件決定日に第2回取締役会において決定しました。

なお、当該払込金額は、取締役会決議日の直前営業日(平成30年4月9日)の終値に対し11.73%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの1か月間(平成30年3月12日から平成30年4月9日)の終値の単純平均値192円(円未満切り捨て)に対し25.52%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの3ヶ月間(平成30年1月10日から平成30年4月9日まで)における終値の単純平均値216円(円未満切り捨て)に対し33.80%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日までの6ヶ月間(平成29年10月10日から平成30年4月9日まで)における終値の単純平均値220円(円未満切り捨て)に対し35.00%のディスカウントとなっております。

< 中略 >

当社といたしましては、かかる払込金額の算出方法は既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、かかる払込金額の算出方法に基づいて決定された払込金額には合理性が認められると判断しております。

< 中略 >

なお、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当が実施された場合も、当社が3銀行と締結しているコミットメントライン契約に係る産業革新機構の連帯保証の解除事由である支配権変動事由には該当しません。

また、当社の監査役4名(うち社外監査役2名)全員が、当社取締役会に対し、上記算出方法は、平成30年3月30日以後の本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の実施に関連する情報や当社のJOLEDの子会社化の方針の取り下げなどを織り込んだ当社株式の市場価格を基準にしており、これに従い条件決定日に本参照価格からの10%のディスカウントにより決定される払込金額は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと考えられる旨の意見を有価証券届出書提出日(平成30年3月30日)時点で表明しております。

上記の当社の監査役全員は、条件決定日に決定された本新株式の払込金額について、割当予定先に特に有利な金額には該当しない旨の意見を条件決定日付で改めて表明しております。

さらに、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当が大規模な第三者割当に該当することが見込まれたことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きとして、当社は、当社の経営者から一定程度独立した者として、当社社外取締役である白井克彦氏、下河邊和彦氏及び橋本孝久氏(全員が独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。)を選定し、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を諮問しました。

その結果、上記算出方法については、会社法第199条第1項で求められる取締役会決議として行われる第2回取締役会の決議の直前日から一定期間さかのぼった市場価格を基準に決定するものであり、市場環境及び当社の現在置かれた状況等を踏まえて、当社が必要とする金額を調達する上で、当社にとって最も望ましいと考えられる方法として決定していることから、合理性が認められると考えられます。以上を踏まえれば、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の払込金額の決定方法には合理性が認められ、これに従い条件決定日に決定される払込金額は、割当予定先に特に有利な金額ではないと評価できる旨の意見を有価証券届出書提出日(平成30年3月30日)時点で得ておりました。

当社は、条件決定日に決定された本新株式の払込金額について、上記の当社社外取締役から改めて割当予定先に特に有利な金額ではないと評価できる旨の意見を条件決定日付で改めて得ております。

b 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本事業会社第三者割当に基づく発行数(34,965,000株)は、平成30年3月30日現在の発行済株式総数の約5.81%に相当し、海外機関投資家第三者割当に基づく新株式の発行数(209,788,900株)とあわせると、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当に基づく新株式の発行数は244,753,900株となり、平成30年3月30日現在の発行済株式総数の約40.70%(総議決権数の約40.70%)に相当することから、相当程度の希薄化が生じます。当社の株式流動性に比して比較的多くの株式を発行することになり、また、海外機関投資家第三者割当においては中長期保有の確約がないことからすると相当程度の株価下落リスクが見込まれます。

他方で、下記「6 大規模な第三者割当の必要性」に記載の通り、当社にとって本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当による資金調達を実行する必要性は極めて高く、また、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の調達規模は、大規模ではあるものの、あくまでかかる資金調達の必要性に照らして相当な規模に設定されています。また、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達方法と考えられ、さらに上記「a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載の通り、かかる払込金額の算出方法に基づいて決定された払込金額には合理性が認められます。以上の事情を踏まえれば、希薄化が既存の株主の皆様と与える影響を考慮してもなお、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当には必要性及び相当性が認められると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

(訂正前)

本事業会社第三者割当の発行数の見込み(28,089,800株)及び海外機関投資家第三者割当に基づく新株式の発行数の見込み(168,537,900株)の合計株式数は196,627,700株となります。かかる合計株式数は、平成30年3月30日現在の発行済株式総数の約32.69%(総議決権数の約32.69%)に相当することから、希薄化率が25%以上になると見込まれるため、当社としましては、本資金調達は大規模な第三者割当に該当することになると判断しております。

(訂正後)

本事業会社第三者割当の発行数(34,965,000株)及び海外機関投資家第三者割当に基づく新株式の発行数(209,788,900株)の合計株式数は244,753,900株となります。かかる合計株式数は、平成30年3月30日現在の発行済株式総数の約40.70%(総議決権数の約40.70%)に相当し、希薄化率が25%以上になるため、当社としましては、本資金調達は大規模な第三者割当に該当することになると判断しております。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式 数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
株式会社産業革新機構	東京都千代田区丸の内1 丁目4番1号	214,000,000	35.58%	214,000,000	26.82%
ザ・セガンティ・アジア・ パシフィック・エクイ ティ・マルチ・ストラテ ジー・ファンド	Floor 4, Willow House, Cricket Square, Grand Cayman, KY1-1104	0	0.00%	33,707,800	4.22%
日亜化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491 番地	0	0.00%	28,089,800	3.52%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマ ン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K.(東京都港 区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	20,053,907	3.33%	20,053,907	2.51%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS MILM FE (常任代理人 株式 会社三菱東京UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区 丸の内2丁目7-1 決 済事業部)	15,117,218	2.51%	15,117,218	1.89%
モナシー・インベストメン ト・マネージメント・エル エルシー	125 High Street, 28th Floor, Boston MA 02110	0	0.00%	14,820,200	1.86%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みず ほ銀行決済営業部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都 港区港南2丁目15-1品 川インターシティA棟)	12,050,705	2.00%	12,050,705	1.51%
ネズ・アジア・キャピタ ル・マネージメント・リミ テッド	20/F, Man Yee Building, 68 Des Voeux Road, Central, Hong Kong	0	0.00%	11,797,700	1.48%
ジーエスエー・キューエム エス・マスター・ファン ド・リミテッド	Ugland House, PO Box 309, Grand Cayman KY1- 1104, Cayman Islands	0	0.00%	11,235,900	1.41%
ソニー株式会社	東京都港区港南1丁目7 番1号	10,700,000	1.78%	10,700,000	1.34%
計		271,921,830	45.21%	371,573,230	46.56%

(注)

< 中略 >

- 3 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年9月30日現在の所有株式数及び総議決権数に本事業会社第三者割当の発行数の見込み(28,089,800株)及び海外機関投資家第三者割当の発行数の見込み(168,537,900株)による増加分を加味した数値であります。

< 後略 >

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式 数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
株式会社産業革新機構	東京都千代田区丸の内1 丁目4番1号	214,000,000	35.58%	214,000,000	25.29%
ザ・セガンティ・アジア・ パシフィック・エクイ ティ・マルチ・ストラテ ジー・ファンド	Floor 4, Willow House, Cricket Square, Grand Cayman, KY1-1104	0	0.00%	41,958,000	4.96%
日亜化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491 番地	0	0.00%	34,965,000	4.13%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマ ン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K.(東京都港 区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	20,053,907	3.33%	20,053,907	2.37%
モナシー・インベストメン ト・マネージメント・エル エルシー	125 High Street, 28th Floor, Boston MA 02110	0	0.00%	18,447,500	2.18%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS MILM FE (常任代理人 株式 会社三菱東京UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区 丸の内2丁目7-1 決 済事業部)	15,117,218	2.51%	15,117,218	1.79%
ネズ・アジア・キャピタ ル・マネージメント・リミ テッド	20/F, Man Yee Building, 68 Des Voeux Road, Central, Hong Kong	0	0.00%	14,685,300	1.74%
ジーエスエー・キューエム エス・マスター・ファン ド・リミテッド	Ugland House, PO Box 309, Grand Cayman KY1- 1104, Cayman Islands	0	0.00%	13,986,000	1.65%
ポイント72・アソシエイ ツ・エルエルシー	Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1- 9008, Cayman Islands	0	0.00%	12,541,900	1.48%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みず ほ銀行決済営業部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都 港区港南2丁目15-1品 川インターシティA棟)	12,050,705	2.00%	12,050,705	1.42%
計		261,221,830	43.44%	397,805,530	47.01%

(注)

< 中略 >

- 3 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年9月30日現在の所有株式数及び総議決権数に本事業会社第三者割当の発行数(34,965,000株)及び海外機関投資家第三者割当の発行数(209,788,900株)による増加分を加味した数値であります。

< 後略 >

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

(訂正前)

< 前略 >

大規模な第三者割当による既存の株主への影響

本新株式の発行数の見込み(28,089,800株)は、平成30年3月30日現在の発行済株式総数の約4.67%に相当し、海外機関投資家第三者割当に基づく新株式の発行数の見込み(168,537,900株)とあわせると、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当に基づく新株式の発行数の見込みは196,627,700株となり、最終的な希薄化の規模は条件決定日に決定されるものの、平成30年3月30日現在の発行済株式総数の約32.69%に相当することから、相当程度の希薄化が生じることが見込まれます。また、第2回取締役会において決定される本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の総数が、1,120,670,338株(当社の発行可能株式総数から現在の発行済株式総数並びに発行済新株予約権及び発行済新株予約権付社債の目的となる株式の数の合計数を引いた数です。)を上回らない限り、本事業会社第三者割当は中止されませんが、その際の本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当に基づく新株式の発行数の見込みは1,120,670,338株となり、これは平成30年3月30日現在の発行済株式総数の約186.34%に相当します。当社の株式流動性に比して比較的多くの株式を発行することになることが予想され、また、海外機関投資家第三者割当においては中長期保有の確約がないことからすると相当程度の株価下落リスクが見込まれます。

他方で、上記「資金調達の主な目的」に記載の通り、当社にとって本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当による資金調達を実行する必要性は極めて高く、また、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の調達規模は、大規模ではあるものの、あくまでかかる資金調達の必要性に照らして相当な規模に設定されています。また、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達方法と考えられ、さらに上記「3 発行条件に関する事項 a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載の通り、払込金額の算出方法には合理性が認められます。以上の事情を踏まえれば、希薄化が既存の株主の皆様と与える影響を考慮してもなお、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当には必要性及び相当性が認められると考えております。

(訂正後)

< 前略 >

大規模な第三者割当による既存の株主への影響

本新株式の発行数(34,965,000株)は、平成30年3月30日現在の発行済株式総数の約5.81%に相当し、海外機関投資家第三者割当に基づく新株式の発行数(209,788,900株)とあわせると、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当に基づく新株式の発行数は244,753,900株となり、平成30年3月30日現在の発行済株式総数の約40.70%(総議決権数の約40.70%)に相当することから、相当程度の希薄化が生じます。当社の株式流動性に比して比較的多くの株式を発行することになり、また、海外機関投資家第三者割当においては中長期保有の確約がないことからすると相当程度の株価下落リスクが見込まれます。

他方で、上記「資金調達の主な目的」に記載の通り、当社にとって本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当による資金調達を実行する必要性は極めて高く、また、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の調達規模は、大規模ではあるものの、あくまでかかる資金調達の必要性に照らして相当な規模に設定されています。また、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達方法と考えられ、さらに上記「3 発行条件に関する事項 a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載の通り、かかる払込金額の算出方法に基づいて決定された払込金額には合理性が認められます。以上の事情を踏まえれば、希薄化が既存の株主の皆様と与える影響を考慮してもなお、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当には必要性及び相当性が認められると考えております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

(訂正前)

本新株式の発行数の見込み(28,089,800株)を海外機関投資家第三者割当に基づく新株式の発行数の見込み(168,537,900株)とあわせると、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当に基づく新株式の発行数の見込みは196,627,700株となり、平成30年3月30日現在の発行済株式総数の約32.69%に相当し、希薄化率が25%以上になることが見込まれることから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きが必要となります。

そこで、当社は、当社の経営者から一定程度独立した者として、当社社外取締役である白井克彦氏、下河邊和彦氏及び橋本孝久氏(全員が独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。)を選定し、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を諮問し、平成30年3月30日付で、大要、以下の通りの意見を頂きました。

< 中略 >

(2) 資本調達必要性

今回の資金調達は、差し迫ったFULL ACTIVE™の需要拡大への対応のための運転資金確保・設備投資という、当社の成長加速のための投資として必要不可欠なものであり、且つ、これによるリターンが確実に期待できるものである。

他方で、当会計年度において相当額の事業構造改善費用を特別損失として計上する見込みであることを踏まえ、目下の財務状況、当社の事業の性質上避けられない季節性の需要変動等に起因する収益のボラティリティを考慮すれば、より安定したバランスシートを実現するために更なる資本性の資金調達が必要な状況が存在する。安定したバランスシートを実現することは、更なる取引機会の拡大や、今後の事業成長のための機動的な資金調達の実現にも繋がると考えられ、このような観点からも本第三者割当の必要性が基礎づけられる。

< 中略 >

(4) 本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の発行条件の合理性

本新株式の払込金額は、本第三者割当に係る取締役会決議日の4営業日後の日以降の3営業日間(平成30年4月5日から平成30年4月9日まで)の各営業日の東京証券取引所における当社普通株式の取引に係る売買高加重平均価格(即ち、当社普通株式の取引所立会内市場における各営業日の総売買金額を総売買高で除した値)の単純平均値である本参照価格から10%ディスカウントした額(計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げる。)である。この払込金額は、平成30年4月10日に開催予定の当社取締役会において決定される予定である。

< 中略 >

なお、当社は、筆頭株主である産業革新機構の連帯保証が付されたコミットメントライン契約を3銀行との間で締結しており、当社株式の市場価格が極端に下落した場合には、当該連帯保証の解除事由である支配権変動事由に該当することとなる可能性がある。もっとも、支配権変動事由が生じるのは、1株当たり払込金額が74円以下(本参照価格が約82円以下)となった場合であるところ、発行決議日前営業日における当社株式の終値が196円と約82円以下という水準からは相当程度の乖離があるのに対して、本第三者割当の割当予定金額は合計で350億円と発行決議日前営業日における当社の時価総額(発行済株式総数に当日終値を乗じた金額1,178億円)の約29.69%に過ぎないことに加え、本参照期間の末日までは短期間であることや本参照価格は本参照期間における当社普通株式の売買高加重平均価格の単純平均値であることを踏まえると、そのような問題が生じる可能性が存在するとは合理的に考え難く、この点は本参照価格を採用することの合理性を何ら否定するものではない。なお、上記の支配権変動事由に該当する株価となっても、第2回取締役会において決定される本第三者割当の総数が、1,120,670,338株(当社の発行可能株式総数から現在の発行済株式総数並びに発行済新株予約権及び発行済新株予約権付社債の目的となる株式の数の合計数を引いた数。)を上回らない限り本第三者割当は中止されないが、当社にとって本第三者割当による資金調達を実行する必要性は極めて高いことからすると、上記の払込金額の決定方法は、当社が必要とする金額の調達を可能とするものとして、既存投資家にとっても合理性があるものと判断される。

< 中略 >

(5) 本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の相当性

本第三者割当による発行株式総数は、本第三者割当の公表後の当社の市場株価の動向によって変動するものの、払込金額の総額350億円に対して、平成30年3月27日(火)から平成30年3月29日(木)までの各取引日における、東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格の単純平均値に10%のディスカウントを行った見込額178円(計算の結果1円未満の端数を切り上げ)を発行価格と仮定した場合の発行株式総数は約196,627,700株となる。これは、平成30年3月30日現在の発行済株式総数の約32.69%に相当することから、相当程度の希薄化が生じることが見込まれる。しかしながら、上記(2)に記載の通り、当社にとって本第三者割当による資本性の資金調達を実行する必要性は極めて高く、また、本第三者割当の規模は、大規模ではあるものの、あくまでかかる資金調達の必要性に照らして相当な規模に設定されている。また、上記(3)に記載の通り、本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達方法と考えられ、さらに上記(4)に記載の通り、払込金額には合理性が認められる。加えて、本第三者割当は、1名ないしごく少数の者を割当先として行われる通常の大規模な第三者割当と異なり、多数の投資家を対象として行うものであるため、特定の株主が当社の支配権を握るといった事態は生じず、既存株主の地位が不安定になるという不利益は生じない。

以上の事情を踏まえれば、希薄化が既存株主に与える影響を考慮してもなお、本第三者割当には必要性及び相当性が認められると考えられる。

(訂正後)

本新株式の発行数(34,965,000株)を海外機関投資家第三者割当に基づく新株式の発行数(209,788,900株)とあわせると、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当に基づく新株式の発行数は244,753,900株となり、平成30年3月30日現在の発行済株式総数の約40.70%に相当し、希薄化率が25%以上になることから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きが必要となります。

そこで、当社は、当社の経営者から一定程度独立した者として、当社社外取締役である白井克彦氏、下河邊和彦氏及び橋本孝久氏(全員が独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。)を選定し、本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を諮問し、平成30年3月30日付で本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当には必要性及び相当性が認められるものとする旨の意見を頂いておりましたが、平成30年4月10日付で、大要、以下の通りの意見を改めて頂きました。

< 中略 >

(2) 資本調達必要性

今回の資金調達は、差し迫ったFULL ACTIVE™の需要拡大への対応のための運転資金確保・設備投資という、当社の成長加速のための投資として必要不可欠なものであり、且つ、これによるリターンが確実に期待できるものである。

他方で、前会計年度において相当額の事業構造改善費用を特別損失として計上する見込みであることを踏まえた目下の財務状況、当社の事業の性質上避けられない季節性の需要変動等に起因する収益のボラティリティを考慮すれば、より安定したバランスシートを実現するために更なる資本性の資金調達が必要な状況が存在する。安定したバランスシートを実現することは、更なる取引機会の拡大や、今後の事業成長のための機動的な資金調達の実現にも繋がると考えられ、このような観点からも本第三者割当の必要性が基礎づけられる。

< 中略 >

(4) 本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の発行条件の合理性

本新株式の払込金額は、本第三者割当に係る取締役会決議日の4営業日後の日以降の3営業日間(平成30年4月5日から平成30年4月9日まで)の各営業日の東京証券取引所における当社普通株式の取引に係る売買高加重平均価格(即ち、当社普通株式の取引所立会内市場における各営業日の総売買金額を総売買高で除した値)の単純平均値である本参照価格から10%ディスカウントした額(計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げる。)である。これにより算定された払込金額は143円である。

< 中略 >

なお、本第三者割当が実施された場合も、当社が3銀行と締結しているコミットメントライン契約に係る産業革新機構の連帯保証の解除事由である支配権変動事由には該当しない。

< 中略 >

(5) 本事業会社第三者割当及び海外機関投資家第三者割当の相当性

本第三者割当に基づく新株式244,753,900株は、平成30年3月30日現在の発行済株式総数の約40.70%に相当することから、相当程度の希薄化が生じる。しかしながら、上記(2)に記載の通り、当社にとって本第三者割当による資本性の資金調達を実行する必要性は極めて高く、また、本第三者割当の規模は、大規模ではあるものの、あくまでかかる資金調達の必要性に照らして相当な規模に設定されている。また、上記(3)に記載の通り、本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達方法と考えられ、さらに上記(4)に記載の通り、払込金額には合理性が認められる。加えて、本第三者割当は、1名ないしごく少数の者を割当先として行われる通常の大規模な第三者割当と異なり、多数の投資家を対象として行うものであるため、特定の株主が当社の支配権を握るといった事態は生じず、既存株主の地位が不安定になるという不利益は生じない。

以上の事情を踏まえれば、希薄化が既存株主に与える影響を考慮してもなお、本第三者割当には必要性及び相当性が認められると考えられる。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照して下さい。

(訂正前)

< 中略 >

9 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年 3 月30日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 2 号の規定に基づく臨時報告書を平成30年 3 月30日に関東財務局長に提出

(注) なお、条件決定日に本 9 の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

< 後略 >

(訂正後)

< 中略 >

9 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年 3 月30日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 2 号の規定に基づく臨時報告書を平成30年 3 月30日に関東財務局長に提出

(注)の全文削除

< 中略 >

11 【訂正報告書】

訂正報告書(上記 9 臨時報告書の訂正報告書)を平成30年 4 月10日に関東財務局長に提出